

水稲収穫量調査について

- 主食用の収穫量は、その年の10 a 当たり収量に主食用の作付面積をかけたもの。
- 算出に用いる10 a 当たり収量については、標本調査として全体の縮図となるように水稲作付ほ場から無作為に調査ほ場を選定（全国で約8,000筆）し、実際に稲を刈り取って平均値を把握。
- 農産物規格規程三等以上で、生産者が使用するふるい目（1.85mm、1.90mm等）と、主食用に供給される可能性のある玄米の総量を把握する1.70mmのふるい目とを収量基準として収穫量を算出。

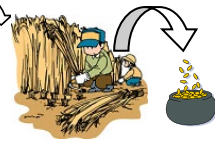
○ 水稲収穫量調査の仕組み

全国の全ての土地を200m四方（北海道は、400m四方）に区切って編成した区画から、無作為に区画を抽出し、水稲が作付けされているほ場1枚を無作為に抽出



調査ほ場において、3か所の調査箇所ごとに1㎡分（合計3㎡分）の稲を刈取り

②ほ場での刈取り調査（坪刈り）



※飼料用米など食用以外の用途のほ場は選定しない。

○調査ほ場の選定方法

調査ほ場は、都道府県ごとに無作為に抽出しており、生産者、品種等を選んで選定はしていません。

○調査箇所の選定方法

調査ほ場内の調査箇所（基点）については、ほ場内で3箇所を無作為に選定します。

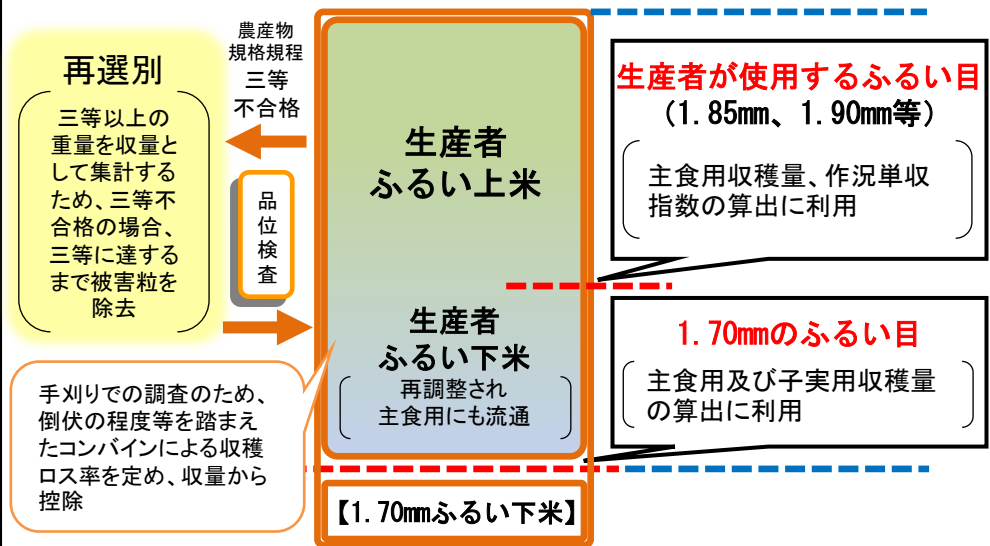
○刈取り調査の時期

刈取り調査は、調査ほ場を耕作する生産者の収穫時期に合わせて実施

（刈取り調査が実施されない地域で被害が発生した場合）

被害情報等を収集し、被害量を把握の上、調査結果に反映。

○ 収穫量調査の基準



○収量基準（1.70mmのふるい目）の考え方

生産者段階では、ふるい下米を収量として認識していない場合もあるが、農産物規格規程三等以上かつ1.70mm以上であれば、

①食べられること（炊飯時に砕けることなく粒として炊き上がる）

②実際に食べていること（生産者のふるい目から落ちた玄米も米穀事業者等の手で再度ふるわれ、主食用米等として流通）

から、主食用に供給される可能性のある玄米の総量を把握するための基準としている。